

広報

すいどう

第180号

高知市上下水道局

〒780-8010 高知市桟橋通3-31-11

<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/111/top.html>

総合案内(上下水道局へのお問い合わせ) 821-9200

時間外(当直室) 821-9210

料金お客様センター 832-1132



江ノ口雨水貯留管

浸水対策として、大雨が降ったときに、道路に水があふれたり、家が水につかったりしないように、一時的に雨水を貯めておくのが雨水貯留管です。



特集

平成25年度決算

水道事業会計

収益的収支

収入は約69億8千1百万円、支出は約58億8千6百万円で純利益は約10億9千5百万円となりました（消費税を除く）。この純利益は、資本的支出における借入金（企業債）の元金返済に充てるため減債積立金に積み立てる予定です。

また、収入のうち料金収入については、前年度に比べて使用水量が減少したことなどから約4千7百万円の減額となりました。

資本的収支

収入は約17億9千2百万円、支出は約41億6千3百万円となり、約23億7千1百万円の収支不足となりました（消費税を含む）。この不足額につきましては、損益勘定留保資金（企業会計上、収益的収支において、減債償却費などの現金支出を伴わずに内部に留保される資金）、減債積立金などで補てんしました。

実施した主な事業

■ 災害対策事業

西部高地区配水池の耐震補強工事、春野町森山配水池の緊急遮断弁設置工事などを行いました。

針木浄水場から九反田配水所までの送水幹線を新たに耐震管で布設する送水幹線二重化事業では、朝倉配水所から針木浄水場登り口までのシールド工事が順調に進んでいます。

■ 増補改良事業

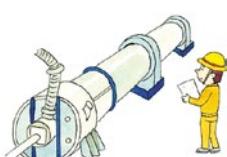
旭浄水場〈浄水処理施設〉更新事業に着手しました。

下水道事業特別会計

平成26年4月に地方公営企業法を適用したことに伴い、下水道事業特別会計としては、平成26年3月末で打切決算を行いました。

歳入は約120億1千5百万円、歳出は約117億2千9百万円となりました（消費税を含む）。

収支差の約2億8千6百万円については、全額を企業会計へ引き継ぎました。



実施した主な事業

■ 汚水整備事業

下知、潮江及び浦戸湾東部処理区の汚水管渠築造工事を実施し、処理区域を拡大しました。

■ 雨水整備事業

浸水対策として宝町を含む北江ノ口排水分区の江ノ口雨水貯留管築造工事（平成24年度～平成26年度）を継続して施工しました。また、一宮徳谷地区の徳谷第二雨水ポンプ場建築工事などを行いました。ポンプ場整備では、一宮雨水ポンプ場、潮江南ポンプ場、小石木ポンプ場などにおいて老朽化した電気設備の更新工事を行いました。

平成25年度の決算がまとめました。

収益的収支

		消費税を除く [単位 万円]
収入合計		698,124
料金収入		646,841
その他の収入		51,283
支出身合計		588,661
施設の維持管理費など		164,485
職員の給与費		126,831
借入金の支払利息		62,140
施設の減価償却など		235,205
収支差引		109,463

資本的収支

		消費税を含む [単位 万円]
収入合計		179,209
国などからの借入金		156,880
補助金・負担金など		22,329
支出合計		416,261
施設の建設改良費など		293,685
借入金の元金返済		122,576
不足額		237,052

歳入合計

		消費税を含む [単位 万円]
歳入合計		1,201,467
下水道使用料		289,704
国庫補助金		154,756
国などからの借入金		383,930
一般会計繰入金など		354,469
その他の収入		18,608
歳出合計		1,172,887
施設の維持管理費など		248,406
施設の建設改良費など		331,561
借入金の元金返済		419,327
借入金の支払利息		173,593
収支差引		28,580

総合地震対策事業

下水道総合地震対策事業計画に基づき、中部排水区（合流区域）の幹線管きよの耐震化工事を行いました。また、海老ノ丸ポンプ場汚水ポンプ棟の耐震化工事、下知下水処理場と瀬戸下水処理場において防水化工事を行いました。

長寿命化整備事業

長寿命化計画に基づき、神田ポンプ場、海老ノ丸ポンプ場、下知下水処理場、潮江下水処理場、瀬戸下水処理場などにおいて老朽化した機械設備の改修工事を行いました。

下水道とは

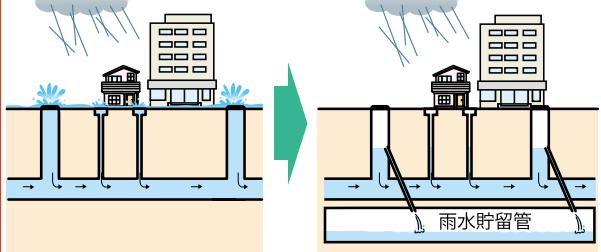
皆さんのが健康で文化的な生活を営むために下水道は大切な施設で、大きく分けて汚水を処理する役割と、雨水を排除する役割があります。

江ノ口雨水貯留管築造工事を進めていきます。

現在江ノ口地区では、浸水被害を軽減するため、一時的に雨水を貯める貯留管を整備しています。

雨水貯留管のしくみ

既設の管きょや雨水ポンプ場の排水能力を超える雨に対して、一時的に雨水を貯留し、浸水を防ぎます。



平成24年～26年度の継続事業として、江ノ口雨水貯留管築造工事を実施し、北江ノ口排水分区内の浸水被害の解消を図っていきます。

平成27年度からは、高知駅北口から産業道路までの貯留管および貯留管内の雨水を排水するための施設を整備し、平成28年度末の供用開始を目指しています。



9月10日は下水道の日 今年のテーマは「げすいどう みずのみらいを まもるみち」

昭和36年に、当時、普及率6%と遅れていた日本の下水道の全国的な普及を図るために、当時の下水道を所管していた建設省（現在の国土交通省）、厚生省（現在は環境省に所管変更）などが協議して「全国下水道促進デー」として始まりました。

その後、旧下水道法が制定された明治33年から100年たった平成13年に、より親しみある名称として「下水道の日」に変更されました。

なぜ9月10日? 1年を通して、短時間に多くの雨が降るのは8月から10月の台風シーズンです。

下水道の大きな役割の一つである「雨水の排除」を念頭に、台風シーズンである220日（立春から数えて220日にあたる9月10日頃は、台風が多く「にひゅくはつか」と呼ばれています。）にちなんで、9月10日と定められました。

毎年、下水道整備の促進について、9月10日の「下水道の日」を中心に約1週間、下水道のPR行事が全国的に行われています。

NEWS CLIP

ニュースクリップ

下水道用マンホールふたの デザインを募集しています。

高知市内の中学校・高等学校および専門学校の生徒を対象に「高知市の魅力あるまちづくり」を目的とし、下水道マンホールのふたのデザインを募集しています。

コンセプトは、「高知らしさ」。高知に関わるもの（自然・文化・歴史等）がモチーフにデザインされたものとします。

募集期間は、10月30日（消印有効）までとなっています。たくさんのご応募お待ちしております。

〈お問い合わせ〉

給排水サービス課

（下水道維持係）

電話 821-9238



9月10日の下水道の日に合わせて 「現場見学会」を行いました!



去る9月8日（月）県立高知工業高等学校土木科1年生39名を対象とし、江ノ口雨水貯留管築造工事の現場見学会を開催しました。

下水道事業への理解を深めてもらうため、高知市における下水道の仕組みや役割、江ノ口雨水貯留管の整備内容やシールド工法の説明等をした後、現場見学。

地下約10mへ下り、約1.1km先のシールドマシン先端部や防音ハウスの内部等、説明を交えながら現場を見学していただきました。

今後とも、現場見学会等を通じて下水道の普及啓発活動に取り組んでいきます。



水源域からの
お知らせ

交流事業に参加しませんか？

高知市の水源であり瀬戸川(土佐町)の上流である稻叢(いなむら)山で紅葉を楽しみながら、水源涵養・環境保全のための植樹箇所の草刈り作業を行います。
多くの皆さんの参加をお待ちしております。

日 時 平成26年10月25日(土) 8時30分集合 【小雨決行】
集合場所 道の駅土佐さめうら(土佐町田井448-2)
募集人員 25人
募集締切 平成26年10月20日(月) ※電話またはFAXでお申し込みください。

〈主な日程〉

- 8:30 道の駅土佐さめうら 現地集合 ※土佐町マイクロバスにて移動
- 11:00 稲叢山麓 着 植樹箇所の草刈り作業
- 12:30 作業終了・昼食(昼食後、稻村ダム見学)
- 13:30 瀬戸川渓谷・アメガエリの滝を見学(遊歩道を散策)
- 16:45 道の駅土佐さめうら 着・解散

参加者
募 集

〈注意事項〉

- ◎ 作業ができる服装・靴でご参加ください。
- ◎ なお、作業に必要な鎌、軍手などは事務局で準備します。
- ◎ 飲み物等は各自ご持参ください。
- ◎ 昼食費等については、事務局までお問い合わせください。



主 催 「ふるさとの森を育む会」

申込・問い合わせ 【事務局】 土佐町役場 産業振興課地域振興係

電話 0887-82-2450 FAX 0887-70-1333

お知らせコーナー

● 給水装置所有者異動届の様式変更について

平成26年4月1日、高知市上下水道局発足に伴い様式が変更になっています。新様式での申請をお願いします。

新様式の給水装置所有者異動届は、上下水道局ホームページ(営業管理課)からダウンロードのうえご利用いただけます。下記までお問い合わせください。

※ 平成26年12月末日以降は、旧様式での申請受理が出来なくなりますのでご注意ください。

〈お問い合わせ〉 営業管理課(管理係) 電話 821-9232

「お願い」と面倒ですが、みなさまも自身で力をあけてください。

● 公共下水道への接続工事のお願い(融資・助成制度)

下水処理区域になると特別な事情がない限り、3年以内に既設トイレを公共下水道へ接続することが義務付けられています。適正な水洗化工事を行うために、条例で工事の施工業者を指定しています。工事の設計・見積もりは、「排水設備工事指定業者」にお申し込みください。複数の指定業者に見積もりを依頼し、工事費や工事内容をよく確認して、契約してください。

また、工事費用に対する利子補給制度や、一定の要件を満たす方に対する助成制度を設けています。申し込み手続きは、指定業者がお手伝いしますので、工事依頼時に指定業者に申し出てください(工事着工後は利用できなくなります)。

〈お問い合わせ〉 営業管理課(普及促進係) 電話 821-9232

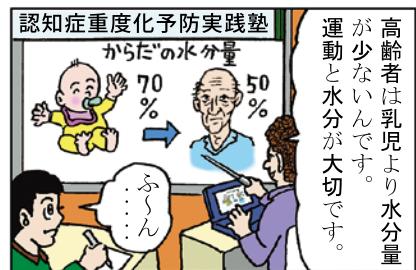
● 私道への下水道布設制度について

市では、私道についても、私道の土地所有者全員の同意があること、受益家屋が1戸以上あること(個人の敷地内通路などは整備できません)などの条件が整えば下水道管を埋設しています。整備を希望される場合は、私道等の関係者の中から代表者を決めて申請してください。なお、整備時期は、基本的に申請のあった翌年度以降となります。

〈お問い合わせ〉 下水道整備課 電話 821-9248

【訂正】平成26年7月1日発行の「広報すいどう第179号」に掲載しました高知市の下水道処理人口普及率(平成26年3月31日現在)は、「56.4%」の誤りでした。お詫びして訂正します。

すいどうくん
作 ともたけち



● 広報すいどうは資源保護のため再生紙を使用しています。